

平成 29 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 大日本木材防腐株式会社  
代表者名 取締役社長 鈴木 龍一郎  
(コード番号 7907 名証第二部)  
問合せ先 専務取締役 上田 茂夫  
(TEL. 052-661-1502)

## 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 3 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 29 年 3 月 7 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 29 年 3 月 7 日から平成 29 年 3 月 26 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 29 年 3 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### I. 株式併合について

##### 1. 株式併合を行う目的及び理由

当社の平成 29 年 1 月 11 日付プレスリリース「材惣木材株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、材惣木材株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 11 月 14 日から平成 29 年 1 月 10 日まで当社株式を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成 29 年 1 月 16 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社株式 3,344,268 株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：81.60%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合について同じです。))を保有するに至りました。なお、議決権保有割合の計算においては、本臨時株主総会における議決権の行使に係る基準日である平成 29 年 1 月 17 日現在の総株主の議決権の数 4,098 個を分母として計算しております。

当社の平成 28 年 11 月 11 日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下、「当社平成 28 年 11 月 11 日付プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中、当社及び公開買付者（以下、「両社」といいます。）並びにそれらの子会社及び関連会社の成長及び事業の発展を目指していくためには、両社が一体となってより機動的な経営判断を可能とし、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することが必要であり、両社の経営陣のリーダーシップのもと、これらを実施する必要があると考え、平成 28 年 6 月中旬、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、当社株式を非公開化することについて具体的な検討を始めたとのことです。

そこで、公開買付者は、平成 28 年 9 月 12 日、当社取締役会に対し、本取引（以下に定義します。）の目的及び背景、本取引のスキーム等を記載した意向表明書（以下、「本提案」といいます。）を提出いたしました。その後、両社は、本提案の実行に係る条件等に関して継続的な検討・協議を重ねました。

その結果、公開買付者は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式並びに有限会社鈴木興産（以下、「鈴木興産」といいます。）及び鈴木けい氏が保有する当社株

式を除きます。)を取得し、当社株式を非公開化することを目的とする取引(以下、「本取引」といいます。)の一環として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

また、公開買付者は、本取引の実行後、持株会社体制に移行することを予定しており、その一環として公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換その他の組織再編等を予定しておりますが、その具体的な方法、日程等の詳細については未定とのことです。

また、当社といたしましても、当社平成28年11月11日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、平成28年9月に公開買付者から本提案を受け、当社取締役会は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下、「デロイトトーマツ」といいます。)が作成した株式価値算定書(以下、「本株式価値算定書」といいます。)、法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会(下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」において定義します。以下、同じです。)から提出された本答申書(下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」において定義します。以下、同じです。)その他の関連資料を踏まえ、平成28年11月11日に取締役会を開催し、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上に資するか、本公開買付けを含む本取引における公開買付価格その他条件は妥当か等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

そして、当社取締役会は、一般株主の皆様を、短期的に当社株価の下落といったマイナスの影響を及ぼすリスクから遮断した上で、抜本的な経営改革を推進し、持株会社体制への移行に伴うグループ内の再編を円滑に進めるためにも、本公開買付けを含む本取引を実施し、一体化された両社の経営陣のリーダーシップの下、スピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引のメリットと共に、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また上場会社としての当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれておらず、95年に亘る事業活動の中で、既にブランド力や信用力も十分に構築されていると考えられることから、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方で、近年資本市場に対する規制強化(四半期報告書及び内部統制報告書の提出等)により、株式の上場を維持するために必要なコスト(金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等)は増加しており、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担となる可能性があり、当社取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)に関しては、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社取締役会は判断いたしました。

以上の検討の結果、当社取締役会は、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式並びに鈴木興産及び鈴木けい氏が保有する当社株式を除きます。)を取得することができませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者から要請を受けたことから、当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社平成28年11月11日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を公開買付者、鈴木興産及び鈴木けい氏のみとするための手続を実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式88,613株を1株に併合する株式併合(以

下、「本株式併合」といいます。)を実施いたします。

本株式併合により、公開買付者、鈴木興産及び鈴木けい氏以外の株主の皆様様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

① 本臨時株主総会基準日公告日	平成28年12月30日
② 本臨時株主総会基準日	平成29年1月17日
③ 取締役会決議日	平成29年2月3日
④ 本臨時株主総会開催日	平成29年3月7日(予定)
⑤ 整理銘柄指定日	平成29年3月7日(予定)
⑥ 売買最終日	平成29年3月24日(予定)
⑦ 上場廃止日	平成29年3月27日(予定)
⑧ 株式併合の効力発生日	平成29年3月30日(予定)

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合比率

平成29年3月30日をもって、平成29年3月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式88,613株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③ 減少する発行済株式総数

4,118,213株

#### ④ 効力発生前における発行済株式総数

4,118,259株

(注) 当社は、平成29年2月3日開催の取締役会において、平成29年2月13日付で自己株式21,741株を消却することを決議しており、「効力発生前における発行済株式総数」として、消却後の発行済株式総数である4,118,259株を記載しております。

#### ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

46株

#### ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

184株

#### ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者、鈴木興産及び鈴木けい氏以外の株主の皆様様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様様に交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定し

ております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、平成 29 年 3 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 575 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

##### ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引が、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等に加え、本公開買付けの結果、公開買付者が当社の親会社に該当することが予想されていたことから、両社は、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の公正性を担保し、当社の親会社である公開買付者以外の株主の皆様への利害を害さないよう、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

##### ② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、平成 29 年 3 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額を乗じた額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、当社平成 28 年 11 月 11 日付プレスリリースに記載のとおり、(i) デロイトトーマツによる算定結果のうち、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(ii) 本公開買付価格が名古屋証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成 28 年 10 月 18 日の当社株式の終値 370 円に対して 55.41%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 370 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して 55.41%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 377 円に対して 52.52%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 392 円に対して 46.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲内であると考えられること、(iii) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であることにより当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社取締役会は判断いたしました。

また、当社は、公開買付者による本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した平成 29 年 2 月 3 日付の当社取締役会の開催時点に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

##### ③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成 28 年 11 月 14 日から平成 29 年 1 月 10 日まで当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成 29 年 1 月 16 日の決済

開始日をもって、当社株式 3,344,268 株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：81.60%）を保有するに至りました。

## （2）上場廃止となる見込み

### ① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者、鈴木興産及び鈴木けい氏のみとする予定です。その結果、当社株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成 29 年 3 月 7 日から平成 29 年 3 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 29 年 3 月 27 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において取引することはできません。

### ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中で両社の企業価値を持続的に向上させるためには、公開買付者が当社を完全子会社化し、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、両社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業構造の改革及び経営基盤の強化等を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至ったとのことです。これは、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、当社としても事実認識を共有できるものと考えております。

当社としては、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、CAD（注1）、2×4（注2）及びプレカット（注3）生産の共通している事業部門を補い効率化することで同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築するためには抜本的な経営改革を実施する必要があると考えております。また、こういった抜本的な経営改革は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、一般株主の皆様に対して短期的に当社株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないため、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化のための本公開買付けを含む本取引を実施することが必要であると考えております。

以上の点から、当社取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、持株会社体制への移行に伴うグループ内の再編を円滑に進めるためにも、本公開買付けを含む本取引を実施し、一体化された両社の経営陣のリーダーシップの下、スピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。

（注1）「CAD」とは、Computer-aided design の略称であり、コンピュータを利用して建築資材や建築物の設計やデザインを行なうことをいいます。

（注2）「2×4」とは、建築構造の木構造の構法の一つである木造枠組壁構法で、フレーム状に組まれた木材に構造用合板で打ち付けた壁や床で支える工法をいいます。この床・壁パネルの6面体で構成することにより、耐震性・耐火性・断熱性・気密性・防音性に優れています。下枠・縦枠・上枠などの主要な部分が、2インチ×4インチサイズをはじめとする規格品の構造用製材で構成されることから、2×4（ツーバイフォー）工法と呼ばれます。

（注3）「プレカット」とは、住宅建築における木工事部分について、現場施工前に工場で原材料を切断し、加工を施すことをいいます。あらかじめ工場で加工済みの材料を現場で組み立てることによって、工期の短縮、建築現場の資材置き場や作業スペースの縮小、大工の技量によらない均質な加工などのメリットが得られます。

### ③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社に

における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、本第三者委員会に対し、本取引が公開買付者以外の当社の少数株主にとって不利益なものでないかを評価・検討し、当社取締役会に意見を述べることを囑託いたしました。当社は、平成 28 年 11 月 11 日に、本第三者委員会から、当社の少数株主にとって不利益ではないと認められるとする本答申書の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社MIDストラクチャーズ（以下、「MID」といいます。）に対し、当社株式の価値の算定を依頼したとのことです。なお、MIDは当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

MIDは、複数の株式価値算定手法の中から本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値の算定を行い、公開買付者はMIDから平成 28 年 11 月 11 日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者はMIDから、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるデロイトトーマツより、平成 28 年 11 月 10 日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、デロイトトーマツから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、平成 28 年 10 月 3 日、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、当社及び公開買付者から独立性を有する白石好孝氏（当社の独立役員で監査等委員である社外取締役）、小木曾正人氏（公認会計士、小木曾公認会計士事務所所属）、清水綾子氏（弁護士、石原総合法律事務所所属）及び砂川伸幸氏（京都大学経営管理大学院教授）の 4 氏を選定しております。）（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。そして、当社は、同日、本第三者委員会に対して、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む）、(ii) 本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付け及び本株式併合において株主に交付される対価に係る条件を含む）の公正性・妥当性、(iii) 本公開買付けを含む本取引の意思決定に至る手続の公正性、(iv)（上記 (i) から (iii) までを踏まえて）本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを委嘱いたしました。本第三者委員会は、平成 28 年 10 月 3 日より平成 28 年 11 月 11 日まで合計 8 回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、本第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社より提出された各資料に基づき、本取引の経緯・概要、本取引の目的、本取引により得られるメリット・シナジー効果、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、公開買付者と書面及びインタビューによる質疑応答を行いました。また、本第三者委員会は、当社から当社の事業計画について策定プロセス及び内容に関する説明を受け、質疑応答を行いました。更に、本第三者委員会は、デロイトトーマツから、同社が当社に対して平成 28 年 10 月 14 日に提出した当社株式の株式価値の算定結果に係る中間報告に基づき、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

本第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討及び協議した結果、平成 28

年11月11日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下の内容の答申書（以下、「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

- (i) ①両社を取り巻く市場環境等を踏まえると、厳しい市場環境の中で両社が成長・発展をしていくためには、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、両社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業構造の改革及び経営基盤の強化等を積極的に行うことについての必要性が認められること、②本取引の意義の一つとして、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、CAD、2×4及びプレカット生産の共通している事業部門を補い効率化することで同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することが考えられるが、このような抜本的な経営改革は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、一般株主に対して短期的に当社株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないため、一般株主をこのようなリスクから遮断した上で上記のような経営改革を行うために本取引を実施することには必要性・合理性が認められること、③現在の当社の財務状況においては、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の見込まれず、また、ブランド力や信用力が向上した当社にとって株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方、近年の資本市場に対する規制強化（四半期報告書及び内部統制報告書の提出等）により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担となる可能性があること、に鑑みれば、本取引の目的には、正当性・合理性が認められ、本公開買付けを含む本取引を行うことは、企業価値の向上に資すると認められる。
- (ii) ①本公開買付価格（575円）は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツによる算定結果のうち、DCF法による価格帯の範囲内の数値であり、市場株価法による価格帯を上回っていること、②本公開買付価格は、当社が公開買付者の影響を排除した公正な手続によって検討、交渉を行い、当初提示額（530円）より引き上げられた価格で決定されたこと、③本公開買付けの買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）は35営業日に設定され、法令が定める最短期間20営業日をこえる期間設定がなされており、また、当社と公開買付者との間では、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等や、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行われておらず、価格の適正性を担保する条件が確保されていると認められること、④本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をいわゆる「マジョリティー・オブ・マイノリティー」（Majority of Minority）の下限とはしていないが、上記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり措置を講じていること、⑤本公開買付けに応募しなかった株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることを踏まえると、本公開買付けを含む本取引の条件（本取引において株主に交付される対価に係る条件を含む）には公正性・妥当性が確保されていると認められる。
- (iii) ①当社は独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツから本株式価値算定書を取得し、また、独立した法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所から本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を得ながら、本公開買付けを含む本取引の協議・検討を行っていること、②本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議において、特別利害関係者は含まれておらず、その他公開買付者又はその関係者が、当社役員又は従業員に対して何らかの働き掛けや影響力を行使した事実も特に認められないこと、③利害関係のない全ての取締役（監査等委員である取締役3名のうち鈴木登氏を除いた2名を含む取締役7名）が本公開買付けに賛成の意を示していることからすれば、本公開買付けを含む本取引の意思決定に至る手続の公正性は確保されていると認められる。

(iv) 上記 (i) から (iii) までを踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。

#### ④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定等における透明性及び客観性を高め、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するとともに、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを確認するために、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について必要な法的助言を受けております。

#### ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、デロイトトーマツが作成した本株式価値算定書、法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料を踏まえ、平成 28 年 11 月 11 日に取締役会を開催し、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上に資するか、本公開買付けを含む本取引における公開買付価格その他条件は妥当か等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

当社取締役会は、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、CAD、2×4 及びプレカット生産の共通している事業部門を補い効率化することで同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築するためには抜本的な経営改革を実施する必要がありますと考えております。また、こういった抜本的な経営改革は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、一般株主の皆様に対して短期的に当社株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないため、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断するためには、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法による非公開化のための本公開買付けを含む本取引を実施することが必要であると考えております。

以上の点から、当社取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、持株会社体制への移行に伴うグループ内の再編を円滑に進めるためにも、本公開買付けを含む本取引を実施し、一体化された両社の経営陣のリーダーシップの下、スピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引のメリットと共に、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また上場会社としての当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれておらず、95 年に亘る事業活動の中で、既にブランド力や信用力も十分に構築されていると考えられることから、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方で、近年資本市場に対する規制強化 (四半期報告書及び内部統制報告書の提出等) により、株式の上場を維持するために必要なコスト (金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等) は増加しており、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担となる可能性があり、当社取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。

また、本公開買付価格に関しては、(i) デロイトトーマツによる算定結果のうち、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(ii) 本公開買付価格が名古屋証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成 28 年 10 月 18 日の当社株式の終値 370 円に対して 55.41%、平成 28 年 11 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 370 円に対して 55.41%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 377 円に対して 52.52%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 392 円に対して 46.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲内であると考えられること、(iii) 上記「(3) 本取引の公正性を担保するため

の措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であることにより当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社取締役会は判断いたしました。

以上より、当社は平成28年11月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役（当社の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏を除き、監査等委員である取締役3名のうち鈴木登氏を除いた2名を含む取締役7名）の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

なお、当社の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏は、公開買付者の代表取締役社長を兼任しており、本公開買付けを含む本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係者として、当社の当該取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、当社の代表取締役専務である上田茂夫氏は、公開買付者の専務取締役を兼任していることから、利益相反を回避するため、専ら当社の立場において本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議や公開買付者との協議及び交渉に参加しており、公開買付者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておりません。

更に、当社の監査等委員である社外取締役の鈴木登氏は、平成28年9月13日開催の取締役会において、①公開買付者からの提案内容等の説明受領及び本公開買付けを含む本取引についての検討開始、②外部アドバイザー及び第三者算定機関の選定、③本第三者委員会の設置に関する議題につき審議及び決議に参加したものの、鈴木龍一郎氏の親族であることから、当社との間の利害関係に配慮し、平成28年11月11日開催の取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を35営業日といたしました。

このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図したとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮したとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。また、公開買付者は、本株式併合後、持株会社体制に移行することを予定しており、その一環として公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換その他の組織再編等を予定しておりますが、その具体的な方法、日程等の詳細については未定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は当社の支配株主に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

#### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成 29 年 1 月 17 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主と取引を行う場合には、必要に応じて取締役会の決議を経た上で、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応してまいります。」と規定しております。

当社は、本株式併合に係る取引を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、③当社における第三者委員会の設置、④当社における独立した法律事務所からの助言、⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認、及び⑥他の買付者からの買付機会を確保するための措置、の各措置を実施しており、かかる対応は、上記方針に適合していると考えております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引の公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

#### (3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、本第三者委員会に対し、本取引が公開買付者以外の当社の少数株主にとって不利益なものでないかを評価・検討し、当社取締役会に意見を述べることを囑託いたしました。当社は、平成 28 年 11 月 11 日に、本第三者委員会から、当社の少数株主にとって不利益ではないと認められるとする本答申書の提出を受けております。

## II. 単元株式数の定め廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 46 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

平成 29 年 3 月 30 日（予定）

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

## III. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

会社法第182条第2項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、184株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の記載を修正するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は46株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式を有する株主の権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,656万株</u>とする。</p> <p><u>（単元株式数）</u> 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p><u>（単元未満株式を有する株主の権利）</u> 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  <u>（4）次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>（単元未満株式の買増し）</u> 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第36条（条文省略）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、184株とする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第8条～第33条（現行どおり）</p>

### 3. 変更の日程

平成29年3月30日（予定）

### 4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上